

**「企業と人材の誘致」（未来を担う人材定着戦略）について**

産業労働部

**1 県の主な取組****（1）市町村との連携による企業誘致活動の展開**

- ① 市町村との連携による企業訪問等
  - 県外事務所職員と市町村派遣職員との合同による企業訪問の実施  
（平成 27 年度：東京事務所 2 名（千曲市、岡谷市）
  - 市町村との合同による北陸地域の企業訪問の実施  
（H26 年度は 4 市と合同で 18 社を訪問）
  - 企業から市町村又は県へ立地候補地探索の依頼があった場合、市町村と県の間で可能な範囲で情報を共有し、候補地を協働して提案
  - 県内に拠点を持ち県外に本社機能がある企業の情報や長野県への立地意向を持つ企業の情報等を市町村と共有し誘致に繋げる。
- ② 市町村との連携による立地優遇施策の構築
  - 県：建物・設備取得への助成、不動産取得税の課税免除
  - 市町村：土地取得への助成、固定資産税の課税免除等  
（県内 67 市町村に優遇措置あり）
- ③ 市町村との連携による企業立地に係る基本計画の策定
  - 企業立地促進法に基づき、県・市町村が連携して、企業立地に係る基本計画を策定済み（県内 12 地域）
- ④ 市町村を含めた誘致担当職員のスキルアップ
  - 「県・市町村産業誘致担当職員スキルアップ研修会」
  - 本年度は、6 月 8 日（月）13:30～15:30 に県安曇野庁舎で開催予定

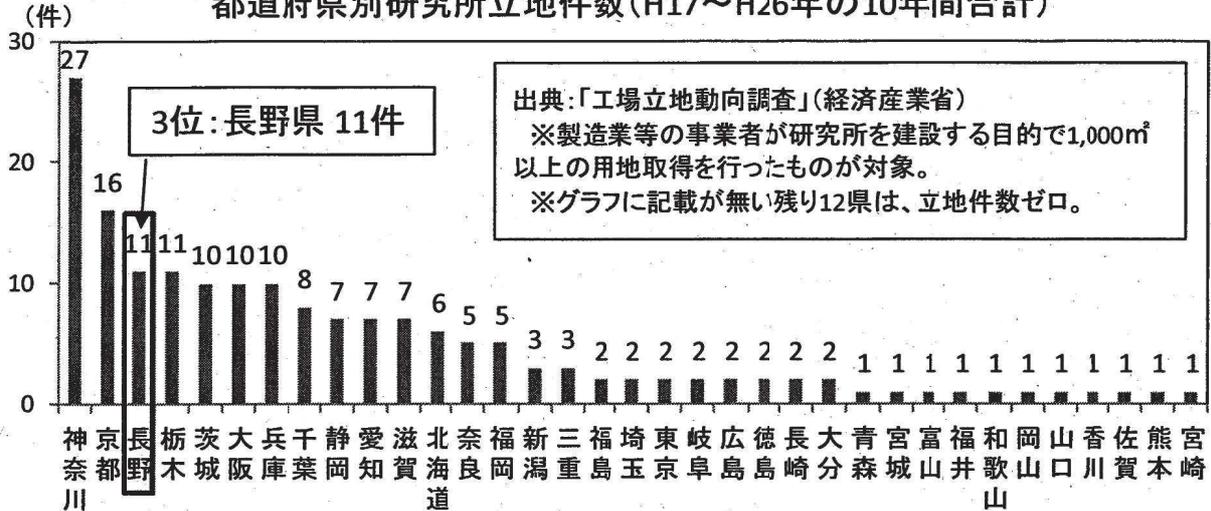
**（2）平成 27 年度における 2 つのアクション [New Tactics]**

- ① 本社機能・研究開発機能の誘致（地方創生関連）
  - 県外に本社があり、県内に生産拠点等を立地している企業の本社機能・研究開発機能の誘致に取り組む。
  - 地方創生の一環として打ち出された国の「地方拠点強化税制」を活用（本年夏頃以降の見込み）。県の新たなインセンティブも検討中
- ② サプライヤーの誘致（ビッグデータ活用）
  - 県内企業への資材等の販売の多い県外企業等（サプライヤー）の営業所、物流・生産拠点の誘致に取り組む。地域経済分析システムにより探索予定

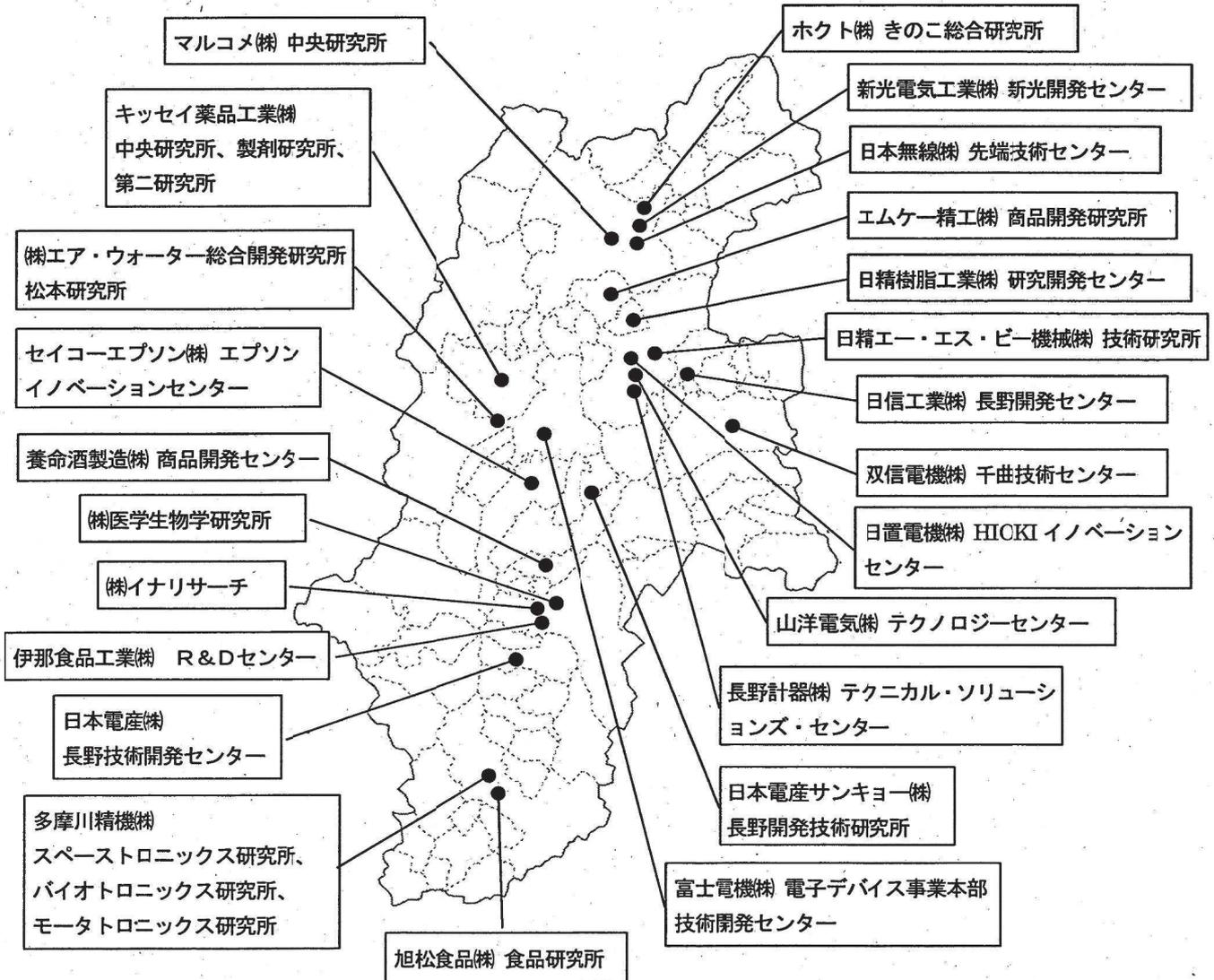
# 長野県内における研究所立地状況

産業立地・経営支援課

## 1 過去10年間の研究所立地件数の全国比較 ～長野県の研究所立地件数は全国3位～ 都道府県別研究所立地件数(H17～H26年の10年間合計)



## 2 県内製造業等の研究開発施設の例 ～上場企業等の研究開発施設が多数立地～



【参考】県内製造業等の研究開発施設の概要

上場区分	事業所名	所在地	研究開発内容
東証1部	ホクト(株) きのこ総合研究所	長野市	きのこ
東証1部	新光電気工業(株) 新光開発センター	長野市	半導体パッケージ等
非上場	マルコメ(株) 中央研究所	長野市	味噌
東証1部	日本無線(株) 先端技術センター	長野市	無線機器
JASDAQ	エムケー精工(株) 商品開発研究所	千曲市	洗車機、生活機器等
東証1部	日精樹脂工業(株) 研究開発センター	坂城町	射出成形機等
東証1部	日置電機(株) HIOKI イノベーションセンター	上田市	電気計測器
東証1部	日精エー・エス・ビー機械(株) 技術研究所	上田市	プラスチックボトル成形機
東証1部	山洋電気(株) テクノロジーセンター	上田市	サーボモータ等
東証1部	長野計器(株) テクニカル・ソリューションズ・センター	上田市	計測機器
東証1部	日信工業(株) 長野開発センター	東御市	自動車ブレーキ装置等
東証1部	双信電機(株) 千曲技術センター	佐久市	電子部品等
東証1部	キッセイ薬品工業(株) 中央研究所・製剤研究所・第二研究所	安曇野市	創薬・製薬・安全性等
東証1部	富士電機(株) 電子デバイス事業本部技術開発センター (H27.5 完成予定)	松本市	パワー半導体
非上場	(株)エア・ウォーター総合開発研究所 松本研究所	松本市	ガス応用技術
東証1部	セイコーエプソン(株) エプソンイノベーションセンター	塩尻市	次世代情報関連機器
非上場	日本電産サンキョー(株) 長野開発技術研究所	下諏訪町	モータ等
東証1部	養命酒製造(株) 商品開発センター	箕輪町	養命酒等
JASDAQ	(株)イナリサーチ	伊那市	医薬品の安全性試験等
JASDAQ	(株)医学生物学研究所	伊那市	臨床検査薬等
非上場	伊那食品工業(株) R&Dセンター	伊那市	寒天
東証1部	日本電産(株) 長野技術開発センター	駒ヶ根市	ハードディスク用モータ
非上場	多摩川精機(株) スペースエレクトロニクス研究所・バイオエレクトロニクス研究所・モータエレクトロニクス研究所	飯田市	航空宇宙関連機器 バイオ関連機器 角度センサ等
東証2部	旭松食品(株) 食品研究所	飯田市	凍豆腐、即席味噌汁等

○地方創生のためには地方で生まれ、地方で育ち、地方で働きたい若者のための働き場が不可欠。  
 ○現在、起こりつつある本社機能を移す企業の動きを後押しするため、地方における企業拠点の強化・拡充を行う取組に対する支援スキームを構築し、オフィス設備に関する設備投資減税や雇用促進税制等の措置を創設する。(地域再生法改正により対応予定。事業税(移転型のみ)、不動産取得税、固定資産税について地方交付税による減収補填措置を併せて創設。)

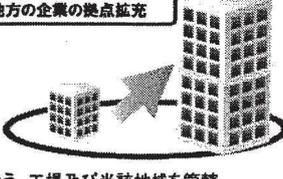
改正概要

【適用期間:3年間(平成29年度末までに「地方拠点強化実施計画」が承認された事業者が対象)】

**拡充型(含対内直投)** 地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能(※)等の強化を支援

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない。



**移転型** 東京一極集中の是正 地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り



以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

↓

**企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)**

**オフィス減税** オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%、税額控除4% (※) 《新設》  
 ※計画承認が平成29年度の場合は2%

**雇用促進税制** ①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 《従来の40万円に、地方拠点は10万円上乗せ》  
 ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 《新設》

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

1. 地域要件 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

↓

**企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)**

**オフィス減税** オフィスに係る建物等の取得価額に対し特別償却25%、税額控除7% (※) 《新設》  
 ※計画承認が平成29年度の場合は4%

**雇用促進税制** ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点は更に30万円上乗せ》  
 ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 《新設》  
 ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 《新設》

(参考1) 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置(オフィス減税)

**【企業による地方拠点の拡充の動き】**  
 ○近年、企業による地方拠点拡充の自発的な動きとして、①創業地などの「縁」のある地域への移転、②生産拠点との一体化による効率化、③災害リスクの分散化を図る動きが見られる。  
 ○この地方拠点の強化の動きを支援することにより、地方拠点の高度化や地域での雇用増大に加えて、周辺地域への経済波及効果が期待される。また、社員の子育てと仕事の両立が容易になることも期待される。

オフィス減税の適用対象の建物等のイメージ

事例①(本社)

○東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。



事例②(研究所)

○効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、東京本社から研究開発機能を地方の主力生産工場がある地域に集約化し、研究所を工場敷地内に新たに建設。



事例③(研修所)

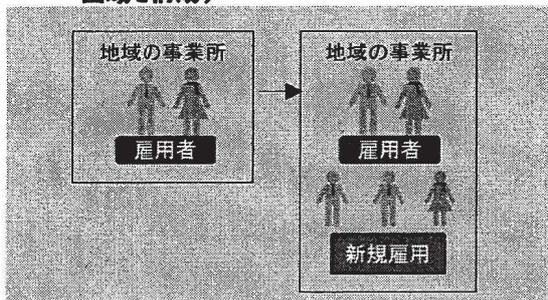
○本社等の複数事業所に分散されていた教育機能を一元化するために、地方に総合研修施設を建設。



(参考2) 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置(雇用促進税制)

雇用促進税制の適用のイメージ

**拡充型** (自治体連携により概ね10万人以上の圏域を構成)



地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり

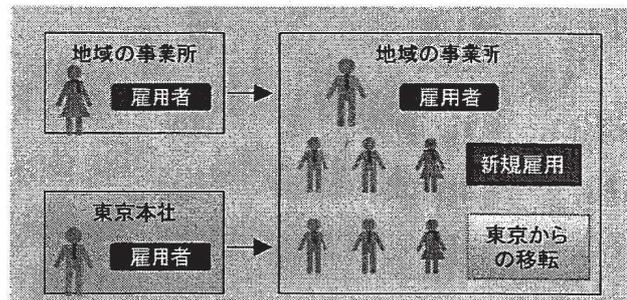
(法人全体の雇用者増加率が10%以上)  
**50万円**

(法人全体の雇用者増加率が10%未満)  
**20万円**

を税額控除

(ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

**移転型**



① 地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり  
**50万円/20万円** を税額控除

(ただし、法人全体の雇用者数の純増数を上限)

② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数一人当たり

**30万円** の税額控除を追加

(②は最大3年間継続(計90万円)。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

	1年目	2年目	3年目
税額控除のイメージ	30万	30万	30万

50万  
初年度 **1人最大80万円**  
3年間 **1人最大140万円**